

# 審 査 基 準

平成 8年 1月 1日作成

法 令 名 : 静岡県金属くず営業条例
根 拠 条 項 : 第3条第1項
処 分 の 概 要 : 金属くず商の許可
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 静岡県金属くず営業条例第4条(許可の基準) 静岡県金属くず営業条例施行規則第2条(書類提出の手続)、同第3条(許可の申請)
審 査 基 準 : 静岡県金属くず営業条例第4条各号の欠格要件に該当しないなど、静岡県金属くず営業条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 6週間以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
問 い 合 わ せ 先 : 同 上
備 考 :